

茨城県立竹園高等学校嫩竹会会則

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は茨城県立竹園高等学校嫩竹会と称する。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は竹園高等学校の教育方針に沿って学ぶ生徒の進学指導の充実・振興をはかる諸事業を後援することを目的とする。

第 3 章 事 業

第 3 条 本会の目的を達成するために下記の事業をおこなう。

- 1 生徒の週休日等の課外授業の主催
- 2 学習館の休日開館
- 3 生徒の学習活動の助成
- 4 その他本会の目的を達成するための事業

第 4 章 会 員

第 4 条 本会は竹園高等学校保護者および本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第 5 章 本 部 役 員

第 5 条 本会に次の役員をおく。

- 1 会長 1 名
- 2 副会長 2 名
- 3 書記 2 名以上
- 4 会計 2 名以上
- 5 会計監査 2 名

第 6 条 役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第 7 条 役員は役員会において推薦され、総会において承認される。

第 8 条 役員会は年 1 回開催し、次の事項をおこなう。

- 1 事業の企画立案審議
- 2 予算・決算の立案審議
- 3 その他総会に提出する議案の作成

第 6 章 総 会

第 9 条 総会は年 1 回開催し、次の事項を審議する。

- 1 事業および決算報告の承認
- 2 新役員の承認
- 3 事業計画および予算の承認
- 4 規約の改正その他重要事項の審議

第 10 条 総会は会員の過半数をもって成立し、総会の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
なお、会長への委任状提出者は出席とみなす。

第 7 章 会 計

第 11 条 本会の経費は、保護者会費及び本会の趣旨に賛同する者の賛助金をもってあてる。
会費は生徒 1 人あたり月額 4 7 0 円とする

第 12 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

【 付 則 】

- 1 本会の会則は、平成 2 8 年 5 月 1 4 日をもって施行する。
- 2 平成 2 9 年 5 月 1 3 日 会則第 1 1 条の改正
- 3 令和 1 年 5 月 1 1 日 会則第 1 1 条の改正